

第2四半期報告書

本書は、EDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)システムを利用して金融庁に提出した第2四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

沢井製薬株式会社

(E00976)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3 【経営上の重要な契約等】	6
第3 【提出会社の状況】	7
1 【株式等の状況】	7
(1) 【株式の総数等】	7
① 【株式の総数】	7
② 【発行済株式】	7
(2) 【新株予約権等の状況】	8
① 【ストックオプション制度の内容】	8
② 【その他の新株予約権等の状況】	9
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	9
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	9
(5) 【大株主の状況】	10
(6) 【議決権の状況】	11
① 【発行済株式】	11
② 【自己株式等】	11
2 【役員の状況】	11
第4 【経理の状況】	12
1 【要約四半期連結財務諸表】	13
(1) 【要約四半期連結純損益計算書及び要約四半期連結包括利益計算書】	13
【要約四半期連結純損益計算書】	13
【第2四半期連結累計期間】	13
【第2四半期連結会計期間】	14
【要約四半期連結包括利益計算書】	15
【第2四半期連結累計期間】	15
【第2四半期連結会計期間】	16
(2) 【要約四半期連結財政状態計算書】	17

(3) 【要約四半期連結持分変動計算書】	19
(4) 【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】	20
【要約四半期連結財務諸表注記】	21
2 【その他】	27
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	28
レビュー報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年11月14日
【四半期会計期間】	第71期第2四半期 (自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)
【会社名】	沢井製薬株式会社
【英訳名】	SAWAI PHARMACEUTICAL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 澤井 光郎
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区宮原五丁目2番30号
【電話番号】	06-6105-5711(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理部長 桜井 良樹
【最寄りの連絡場所】	大阪市淀川区宮原五丁目2番30号
【電話番号】	06-6105-5711(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理部長 桜井 良樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第70期 第2四半期 連結累計期間	第71期 第2四半期 連結累計期間	第70期
会計期間	自 2017年4月1日 至 2017年9月30日	自 2018年4月1日 至 2018年9月30日	自 2017年4月1日 至 2018年3月31日
売上収益 (第2四半期連結会計期間) (百万円)	79,983 (41,831)	88,792 (43,494)	168,068
税引前四半期(当期)利益 (百万円)	13,922	13,690	20,251
親会社の所有者に帰属する 四半期(当期)利益 (第2四半期連結会計期間) (百万円)	10,788 (5,167)	10,517 (5,259)	14,017
親会社の所有者に帰属する 四半期(当期)包括利益 (百万円)	11,770	17,019	11,580
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	150,688	195,754	181,350
総資産額 (百万円)	358,570	368,588	358,453
基本的1株当たり四半期(当期)利益 (第2四半期連結会計期間) (円)	292.61 (140.14)	240.25 (120.14)	360.49
希薄化後1株当たり四半期(当期)利益 (円)	292.41	240.10	360.26
親会社所有者帰属持分比率 (%)	42.0	53.1	50.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	6,502	△937	28,472
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△119,192	△7,512	△127,900
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	109,288	△3,742	108,597
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	26,188	28,430	39,992

- (注) 1. 売上収益には消費税等は含まれておりません。
2. 当社は要約四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
3. 上記指標は、国際会計基準(以下「IFRS」という。)により作成した要約四半期連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社及びその子会社(以下「当社グループ」という。)が営む事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当社グループでは、資本市場における財務情報の国際的な比較可能性を向上させることを目的として、前連結会計年度よりIFRSを適用しております。同基準に基づいた当第2四半期連結累計期間の業績につきましては、売上収益は88,792百万円（前年同期比11.0%増）、営業利益が13,766百万円（前年同期比2.5%増）、税引前四半期利益13,690百万円（前年同期比1.7%減）、親会社の所有者に帰属する四半期利益10,517百万円（前年同期比2.5%減）となりました。なお、当社は、IFRSの適用に当たり、会社の経常的な収益性を示す利益指標として、「コア営業利益」を導入し、経営成績を判断する際の重要指標と位置づけることとしております。「コア営業利益」は、営業利益から当社グループが定める非経常的な要因による損益（以下「非経常項目」という。）を除外しています。同基準に基づいた当第2四半期連結累計期間の「コア営業利益」は、17,777百万円（前年同期比9.5%増）となりました。

（単位：百万円）

	前第2四半期 連結累計期間	当第2四半期 連結累計期間	増減	増減率(%)
売上収益	79,983	88,792	+8,809	+11.0
コア営業利益	16,236	17,777	+1,541	+9.5
営業利益	13,435	13,766	+331	+2.5
税引前四半期利益	13,922	13,690	△231	△1.7
親会社の所有者に帰属する四半期利益	10,788	10,517	△272	△2.5

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

（日本セグメント）

日本におけるジェネリック医薬品業界におきましては、2017年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～」(骨太方針)により、ジェネリック医薬品使用割合80%の目標の達成時期を2020年9月までとされました。これを受け、2018年4月には、保険薬局における「後発医薬品調剤体制加算」、医療機関における「後発医薬品使用体制加算」の要件見直しに加え、院内処方を行う診療所における「外来後発医薬品使用体制加算」の要件見直し、一般名処方の一層の推進等のジェネリック使用促進策を含む診療報酬改定が実施され、薬局市場を中心にジェネリック医薬品の需要が伸長しました。

一方で、2017年12月に中医協で了承された「薬価制度の抜本改革について 骨子」を踏まえ実施された2018年4月の薬価基準の改定では、薬剤費ベースでマイナス7.48%の改定がおこなわれましたが、その内容は市場での実勢価格に基づく改定を基本としつつも、これまで以上に政策的な引き下げが行なわれたため、収益環境は一段と厳しいものとなりました。

このような環境におきまして、当社グループは、「なによりも患者さんのために」の企業理念のもと、2021年3月期を最終年度とする3ヶ年の新たな中期経営計画「M1 TRUST 2021（以下「中計」という。）」を策定し、5月に発表しました。中計では「国内GE市場での圧倒的地位の確立とUpsher-Smith Laboratories, LLC（以下「USL」という。）の成長加速による世界をリードするジェネリック医薬品企業への変革」という中長期ビジョンの達成に向け、この3年間で「戦略的提携も視野に入れた業界内ネットワークの構築」の時期と位置付け、「業界構造の変化に対応できる体制構築とコスト競争力強化」を重点課題に設定しました。

生産・供給体制面においては、全国7つの工場それぞれの特徴を活かした生産効率のアップと生産能力の拡大を継続的に行っております。また、老朽化が進んでいる大阪工場の包装工程を三田西工場へ移管し、2020年に閉鎖することでさらなる高効率・低コストを追求して参ります。6月に発生した大阪府北部地震、7月に発生した西日本豪雨、9月に発生した台風、北海道胆振東部地震による影響は軽微でありましたものの、その他自然災害等の非常事態においても生産・出荷を継続できるよう、安定供給体制の一層の強化に努めております。

製品開発・販売面においては、2018年6月に『イルアミクス®配合錠』を含む7成分17品目の新製品を発売しました。また、4月に『メロペネム点滴静注用』の「用法・用量」、『オランザピン錠・細粒』の「効能・効果」「用法・用量」、6月には当社単独発売となる抗インフルエンザウイルス剤の『オセルタミビルカプセル・DS』の「効能・効果」「用法・用量」の追加承認を取得したことにより、先発品との適応不一致が解消されました。また、9月には『アリピプラゾール錠・アリピプラゾール内用液』の「効能・効果」「用法・用量」の追加承認を取得しました。それらに加え、6月には2017年10月にアストラゼネカ社と製造販売承認承継契約を締結した『ゾーミグ®錠・RM錠』の製造販売承認承継が完了しました。

この結果、売上収益は68,598百万円（前年同期比3.1%増）、セグメント利益は11,784百万円（前年同期比11.8%減）となりました。

（米国セグメント）

米国事業においては、成長戦略を加速するため、前期に買収し、子会社化したUSLを通じて米国市場への進出を果たしており、2018年1月にUSLの持分20%を譲渡した住友商事株式会社の米国子会社Sumitomo Corporation of Americasと共にUSLの新たな成長戦略に取り組んでいます。中計では中長期ビジョン達成に向け、この3年間で「USLを基盤としたグローバル企業化への加速」の期間と位置付け、「USLと双方の強みを活かした連携」を重点課題に設定しました。

製品開発・販売面では既存品目に加え、新製品として5月に『ドキサゾシン錠』、7月に『ビガドロロン散』、8月に『ベキサロテンカプセル』、『ジフェノキシラート塩酸塩・アトロピン硫酸塩錠』を発売しました。

この結果、売上収益は20,194百万円（前年同期比49.8%増）、セグメント利益は1,974百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間末における財政状態は、以下のとおりであります。

（資産）

当第2四半期連結会計期間末における流動資産は170,977百万円となり、前連結会計年度に比べ8,828百万円増加いたしました。これは主に、売上債権及びその他の債権の増加によるものであります。非流動資産は197,611百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,307百万円増加いたしました。これは主に、為替レートの変動によるものであります。

この結果、資産合計は368,588百万円となり、前連結会計年度末に比べ10,135百万円増加いたしました。

（負債）

当第2四半期連結会計期間末における流動負債は67,853百万円となり、前連結会計年度末に比べ4,422百万円減少いたしました。また、非流動負債は81,545百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,192百万円減少いたしました。これらは主に、仕入債務及びその他の債務の減少並びに税金の支払いによるものであります。

この結果、負債合計は149,398百万円となり、前連結会計年度末に比べ6,614百万円減少いたしました。

（資本）

当第2四半期連結会計期間末における資本合計は219,190百万円となり、前連結会計年度末に比べ16,749百万円増加いたしました。これは主に、四半期利益の計上、剰余金の配当及び為替レートの変動によるものであります。

この結果、親会社所有者帰属持分比率は53.1%（前連結会計年度末は50.6%）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は28,430百万円となり、前連結会計年度末に比べて11,563百万円減少いたしました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税引前四半期利益13,690百万円、減価償却費及び償却費8,000百万円、売上債権の増加21,136百万円、法人所得税等の支払額5,207百万円を主因として937百万円の支出（前年同期は6,502百万円の収入）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出5,451百万円、無形資産の取得による支出1,522百万円を主因として7,512百万円の支出（前年同期比111,680百万円の支出減）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払額2,845百万円を主因として3,742百万円の支出（前年同期は109,288百万円の収入）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は下記のとおりとなっております。

① 基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的に確保、向上していくことを可能とするものである必要があると考えています。

当社は、1948年の設立以来、「なによりも患者さんのために」という企業理念に基づく医薬品事業を推進し、健康生活を願う国民の皆様の期待に応えるため、経済性に優れた高品質の医薬品の製造販売を続けることにより、ジェネリック医薬品メーカーとしての社会的責任を果たしてまいりました。

当社の企業価値の源泉は、ジェネリック医薬品メーカーにとって最も重要とされる3つの要素「品質」、「安定供給」、「情報提供」において、他の追随を許さないレベルを維持する経営ノウハウであると考えており、医療機関・流通各社からも最高レベルの定評をいただき、毎年多品目の新製品を上市し販売しております。

当社は、当社株式の大規模買付等であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行なわれるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付等の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資するものとは認められないものも少なくありません。当社株式の買付を行う者が上記の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社としては、当社株式の大規模買付等を行おうとする者が現れた場合には、当該大規模買付者に対して積極的に情報提供を求め、当社取締役会の意見及び理由をすみやかに開示し、株主の皆様が適切に判断できるよう努めるとともに、必要に応じて会社法その他関係法令の許容する範囲内において適切な措置を講じてまいります。

② 基本方針実現のための取組み

当社は、上記の基本方針実現のために、次の3点に取り組んでまいります。

1. 中期経営計画及び中長期ビジョンの達成

2018年度から始まる3年間の中期経営計画として策定した中期経営計画「M1 TRUST 2021」及び中長期ビジョンに掲げた諸施策を確実に実施することで企業価値の向上を図ります。

I. 中長期ビジョン

国内GE市場での圧倒的地位の確立とUSLの成長加速による世界をリードするジェネリック医薬品企業への変革

II. 中期経営計画「M1 TRUST 2021」の基本方針と重点施策

1. 日本市場 業界構造の変化に対応できる体制構築とコスト競争力強化

- (1) 安定供給・高品質の継続とコスト競争力の両立
- (2) ジェネリック80%時代に即した製品開発・営業体制への転換
- (3) 積極的なアライアンス強化による効率性の追求

2. 米国市場 USLと双方の強みを活かした連携

- (1) 米国製品ラインナップの拡充・知財戦略の強化
- (2) パラグラフIV申請品の開発継続
- (3) USLの独自色を活かした成長戦略の実現

2. コーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化

外部環境の変化に適切かつ迅速に対応する意思決定と業務執行のできる経営体制を構築するとともに、公正さと透明性の高い経営を実現していくために、次の項目の充実を図ります。

I. 株主の権利・平等性の確保

II. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

III. 適切な情報開示と透明性の確保

IV. 取締役会等の責務

V. 株主との対話

3. 株主還元

将来の企業価値向上に資する研究開発や設備投資など新たな成長につながる投資と株主還元のバランスに配慮するとともに、毎期の連結業績、配当性向、その他の株主還元策等を総合的に勘案しながら、配当性向30%を目処に、安定的かつ継続的な配当を行うことを株主還元の基本とし、株主共同の利益の継続的確保・向上を図ります。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の当社グループにおける研究開発費の総額は6,955百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	77,600,000
計	77,600,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2018年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2018年11月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	44,076,388	44,076,388	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	44,076,388	44,076,388	—	—

(注) 提出日現在発行数には、2018年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2018年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名、執行役員10名
新株予約権の数(個)※	41 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 8,200 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額※	新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間※	2018年7月12日～2048年7月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 3,508.0 資本組入額 1,754.0
新株予約権の行使の条件※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 3

※ 新株予約権証券の発行時(2018年7月11日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は200株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2. (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日(以下、「地位喪失日」という。)の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、2047年7月11日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合には、2047年7月12日から2048年7月11日の期間内に限り新株予約権を行使できる。
- (3) 上記(1)及び(2)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
3. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。))又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1.に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上

記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき再編対象会社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議がなされた場合）は、再編対象会社の取締役会が別途定める日に、再編対象会社は無償で新株予約権を取得することができる。
① 再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案
② 再編対象会社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
③ 再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
④ 再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について再編対象会社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）2. に準じて決定する。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2018年7月1日～ 2018年9月30日	6	44,076	15	41,184	15	41,508

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

2018年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総数に 対する所有 株式数の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海 1 丁目 8 番 11 号	3,409	7.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町 2 丁目 11 番 3 号	2,691	6.15
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC SECURITIES/ UCITS ASSETS (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	LU 60, AVENUE J.F. KENNEDY L-1855 LUXEMBOURG (東京都中央区日本橋 3 丁目 11 番 1 号)	1,339	3.06
サワケン株式会社	大阪府吹田市青山台 4 丁目 21 番 7 号	994	2.27
澤井 光郎	大阪府吹田市	948	2.17
澤井 健造	大阪府吹田市	854	1.95
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	東京都中央区晴海 1 丁目 8 番 12 号	808	1.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 5)	東京都中央区晴海 1 丁目 8 番 11 号	792	1.81
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内 1 丁目 1 番 2 号	650	1.48
澤井光郎株式会社	大阪府吹田市垂水町 1 丁目 25 番 1 号	645	1.47
計	—	13,129	29.99

(注) 1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3,409千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,691千株
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	808千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 5)	792千株

2. 2018年10月1日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書No. 1において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及びその共同保有者が、2018年9月24日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので上記大株主の状況に含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書No. 1の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等 の数(千株)	株券等保有 割合(%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	220	0.50
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	1,578	3.58
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	372	0.84
三菱UFJアセット・マネジメント (UK)	24 Lombard Street, London, EC3V 9AJ, United Kingdom	51	0.12
合計	—	2,221	5.04

3. 上記のほか当社保有の当社株式300千株があります。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2018年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式(自己保有) 299,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 43,763,100	437,631	—
単元未満株式	普通株式 13,788	—	一単元(100株) 未満の株式
発行済株式総数	44,076,388	—	—
総株主の議決権	—	437,631	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が72株含まれております。

② 【自己株式等】

2018年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 沢井製薬株式会社	大阪市淀川区宮原 五丁目2番30号	299,500	—	299,500	0.68
計	—	299,500	—	299,500	0.68

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 要約四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」（以下「IAS第34号」という。）に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(2018年7月1日から2018年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2018年4月1日から2018年9月30日まで)に係る要約四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【要約四半期連結財務諸表】

(1) 【要約四半期連結純損益計算書及び要約四半期連結包括利益計算書】

【要約四半期連結純損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	注記 番号	前第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
売上収益	5	79,983	88,792
売上原価		△46,796	△52,359
売上総利益		33,187	36,433
販売費及び一般管理費		△14,991	△15,653
研究開発費		△4,865	△6,955
その他の収益		213	129
その他の費用		△109	△188
営業利益		13,435	13,766
金融収益		997	228
金融費用		△511	△304
税引前四半期利益		13,922	13,690
法人所得税		△3,133	△2,765
四半期利益		10,788	10,925
四半期利益の帰属			
親会社の所有者		10,788	10,517
非支配持分		—	408
合計		10,788	10,925
1株当たり四半期利益(円)			
基本的1株当たり四半期利益	6	292.61	240.25
希薄化後1株当たり四半期利益	6	292.41	240.10

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	注記 番号	前第2四半期連結会計期間 (自 2017年7月1日 至 2017年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)
売上収益	5	41,831	43,494
売上原価		△24,431	△25,466
売上総利益		17,400	18,028
販売費及び一般管理費		△7,882	△7,692
研究開発費		△2,782	△3,900
その他の収益		179	58
その他の費用		△72	△48
営業利益		6,843	6,446
金融収益		227	47
金融費用		△346	△152
税引前四半期利益		6,724	6,340
法人所得税		△1,557	△937
四半期利益		5,167	5,403
四半期利益の帰属			
親会社の所有者		5,167	5,259
非支配持分		—	144
合計		5,167	5,403
1株当たり四半期利益(円)			
基本的1株当たり四半期利益	6	140.14	120.14
希薄化後1株当たり四半期利益	6	140.04	120.05

【要約四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	注記 番号	前第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
四半期利益		10,788	10,925
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて公正価値で 測定する金融資産の変動		469	369
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の換算差額		512	7,603
その他の包括利益合計		982	7,973
四半期包括利益合計		11,770	18,898
四半期包括利益の帰属			
親会社の所有者		11,770	17,019
非支配持分		—	1,879
合計		11,770	18,898

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	注記 番号	前第2四半期連結会計期間 (自 2017年7月1日 至 2017年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)
四半期利益		5,167	5,403
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて公正価値で 測定する金融資産の変動		238	293
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の換算差額		404	3,232
その他の包括利益合計		642	3,525
四半期包括利益合計		5,809	8,929
四半期包括利益の帰属			
親会社の所有者		5,809	8,171
非支配持分		—	758
合計		5,809	8,929

(2) 【要約四半期連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2018年9月30日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物		39,992	28,430
売上債権及びその他の債権		56,206	78,446
たな卸資産		65,217	62,920
その他の流動資産		733	1,181
流動資産合計		162,149	170,977
非流動資産			
有形固定資産		88,059	85,865
のれん		37,717	40,319
無形資産		58,918	59,501
その他の金融資産	9	6,560	7,532
その他の非流動資産		759	715
繰延税金資産		4,292	3,679
非流動資産合計		196,305	197,611
資産合計		358,453	368,588

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2018年9月30日)
負債及び資本			
負債			
流動負債			
仕入債務及びその他の債務		39,909	35,119
社債及び借入金	9	4,718	6,402
未払法人所得税等		7,383	3,747
返金負債		6,678	9,454
その他の金融負債	9	5,754	6,179
その他の流動負債		7,833	6,952
流動負債合計		72,275	67,853
非流動負債			
社債及び借入金	9	79,787	77,354
その他の金融負債	9	2,855	2,791
その他の非流動負債		1,031	1,339
繰延税金負債		63	61
非流動負債合計		83,737	81,545
負債合計		156,012	149,398
資本			
資本金		41,170	41,184
資本剰余金		42,574	42,790
利益剰余金		99,657	107,329
自己株式		△1,385	△1,385
その他の資本の構成要素	7	△666	5,835
親会社の所有者に帰属する持分合計		181,350	195,754
非支配持分		21,091	23,436
資本合計		202,441	219,190
負債及び資本合計		358,453	368,588

(3) 【要約四半期連結持分変動計算書】

前第2四半期連結累計期間（自 2017年4月1日 至 2017年9月30日）

（単位：百万円）

注記 番号	親会社の所有者に帰属する持分						非支配 持分	資本合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	その他の 資本の 構成要素	合計		
期首残高	27,171	27,803	90,434	△6,006	1,836	141,237	—	141,237
四半期利益			10,788			10,788		10,788
その他の包括利益					982	982		982
四半期包括利益合計	—	—	10,788	—	982	11,770	—	11,770
新株の発行	7	7			△14	0		0
配当	8		△2,396			△2,396		△2,396
株式報酬取引					77	77		77
所有者との取引額合計	7	7	△2,396	—	64	△2,319	—	△2,319
期末残高	27,178	27,810	98,825	△6,006	2,881	150,688	—	150,688

当第2四半期連結累計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

（単位：百万円）

注記 番号	親会社の所有者に帰属する持分						非支配 持分	資本合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	その他の 資本の 構成要素	合計		
期首残高	41,170	42,574	99,657	△1,385	△666	181,350	21,091	202,441
四半期利益			10,517			10,517	408	10,925
その他の包括利益					6,502	6,502	1,471	7,973
四半期包括利益合計	—	—	10,517	—	6,502	17,019	1,879	18,898
新株の発行	15	15			△30	0		0
配当	8		△2,845			△2,845		△2,845
株式報酬取引					29	29		29
その他		202				202	465	667
所有者との取引額合計	15	217	△2,845	—	△1	△2,614	465	△2,149
期末残高	41,184	42,790	107,329	△1,385	5,835	195,754	23,436	219,190

(4) 【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

注記 番号	前第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期利益	13,922	13,690
減価償却費及び償却費	6,335	8,000
減損損失	348	1,075
金融収益	△71	△215
金融費用	783	293
固定資産除売却損益	△16	97
売上債権及びその他の債権の増減額 (△は増加)	△2,667	△21,136
たな卸資産の増減額 (△は増加)	166	2,944
仕入債務及びその他の債務の増減額 (△は減少)	△1,948	△2,957
返金負債の増減額 (△は減少)	819	2,410
その他の金融負債の増減額 (△は減少)	△6,299	12
その他	△3,082	156
小計	8,288	4,370
利息の受取額	0	66
配当金の受取額	55	62
利息の支払額	△444	△229
法人所得税等の支払額	△1,397	△5,207
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,502	△937
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△6,373	△5,451
無形資産の取得による支出	△1,770	△1,522
連結範囲の変更を伴う 子会社株式の取得による支出	△111,195	—
その他	147	△539
投資活動によるキャッシュ・フロー	△119,192	△7,512
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	112,633	1,600
長期借入金の返済による支出	△800	△2,359
配当金の支払額	△2,396	△2,845
その他	△148	△137
財務活動によるキャッシュ・フロー	109,288	△3,742
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,182	628
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△4,584	△11,563
現金及び現金同等物の期首残高	30,771	39,992
現金及び現金同等物の四半期末残高	26,188	28,430

【要約四半期連結財務諸表注記】

1. 報告企業

沢井製薬株式会社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）は、医薬品事業を行っております。当社グループの親会社である沢井製薬株式会社（以下「当社」という。）は、日本に所在する企業であります。

2. 作成の基礎

(1) 要約四半期連結財務諸表がIFRSに準拠している旨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、四半期連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同93条の規定により、IAS第34号に準拠して作成しております。要約四半期連結財務諸表は年次の連結財務諸表で要求されている全ての情報が含まれていないため、前連結会計年度の連結財務諸表と併せて利用されるべきものです。

(2) 財務諸表の承認

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、2018年11月14日において取締役会により承認されております。

(3) 測定の基礎

要約四半期連結財務諸表は、公正価値で測定する金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(4) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、百万円未満の端数を四捨五入して表示しております。

(5) 重要な会計上の見積り、判断及び仮定

要約四半期連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り、判断及び仮定の設定を行うことが義務付けられております。これらの見積り及び仮定に関する不確実性により、将来の期間において資産又は負債の帳簿価額に重要な修正が求められる結果となる可能性があります。

本要約四半期連結財務諸表における会計上の見積り、判断及び仮定は、前連結会計年度と同様であります。

3. 重要な会計方針

本要約四半期連結財務諸表において適用される重要な会計方針は、前連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した会計方針と同様であります。

なお、当第2四半期連結累計期間の法人所得税は、見積平均年次実効税率を基に算定しております。

4. 事業セグメント

(1) セグメント情報

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、製品の種類、性質、製造方法及び市場等の類似性を考慮し、医療用医薬品の製造及び販売を行う製薬事業を構成する「日本」及び「米国」を報告セグメントとしております。

報告セグメントの会計方針は、当社グループの会計方針と同一であります。

(第2四半期連結累計期間)

前第2四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)

	報告セグメント			調整額 (注)	(単位：百万円) 要約四半期 連結純損益 計算書計上額
	日本	米国	合計		
売上収益					
外部顧客への売上収益	66,504	13,479	79,983	—	79,983
セグメント間の 内部売上収益又は振替高	—	—	—	—	—
計	66,504	13,479	79,983	—	79,983
セグメント利益	13,358	77	13,435	—	13,435
金融収益					997
金融費用					△511
税引前四半期利益					13,922

当第2四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

	報告セグメント			調整額 (注)	(単位：百万円) 要約四半期 連結純損益 計算書計上額
	日本	米国	合計		
売上収益					
外部顧客への売上収益	68,598	20,194	88,792	—	88,792
セグメント間の 内部売上収益又は振替高	—	—	—	—	—
計	68,598	20,194	88,792	—	88,792
セグメント利益	11,784	1,974	13,758	8	13,766
金融収益					228
金融費用					△304
税引前四半期利益					13,690

(注) セグメント利益の調整額には、セグメント間取引消去が含まれております。

(第2四半期連結会計期間)

前第2四半期連結会計期間(自 2017年7月1日 至 2017年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)	要約四半期 連結純損益 計算書計上額
	日本	米国	合計		
売上収益					
外部顧客への売上収益	32,873	8,958	41,831	—	41,831
セグメント間の 内部売上収益又は振替高	—	—	—	—	—
計	32,873	8,958	41,831	—	41,831
セグメント利益	6,140	703	6,843	—	6,843
金融収益					227
金融費用					△346
税引前四半期利益					6,724

当第2四半期連結会計期間(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)	要約四半期 連結純損益 計算書計上額
	日本	米国	合計		
売上収益					
外部顧客への売上収益	33,343	10,152	43,494	—	43,494
セグメント間の 内部売上収益又は振替高	—	—	—	—	—
計	33,343	10,152	43,494	—	43,494
セグメント利益	5,769	672	6,441	5	6,446
金融収益					47
金融費用					△152
税引前四半期利益					6,340

(注) セグメント利益の調整額には、セグメント間取引消去が含まれております。

(2) 製品及びサービスごとの情報

当社グループの取り扱う製品及びサービスの売上構成割合を考慮した結果、医療用医薬品の売上収益が要約四半期連結純損益計算書の売上収益の大部分を占めるため、記載を省略しております。

5. 売上収益

当社グループは、医療用医薬品の製造及び販売を主たる事業としており、ほぼすべての収益を医薬品の販売によって獲得しております。所在地別の売上収益の内訳は、「4. 事業セグメント」に記載のとおりであり、本邦の外部顧客への売上収益が要約四半期連結純損益計算書の売上収益の大部分を占めております。

6. 1株当たり四半期利益
(第2四半期連結累計期間)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
基本的1株当たり四半期利益の算定上の基礎		
親会社の所有者に帰属する四半期利益 (百万円)	10,788	10,517
親会社の普通株主に帰属しない四半期利益 (百万円)	—	—
基本的1株当たり四半期利益の計算に使用する 四半期利益 (百万円)	10,788	10,517
期中平均普通株式数 (千株)	36,869	43,773
希薄化後1株当たり四半期利益の算定上の基礎		
基本的1株当たり利益の計算に使用する 四半期利益 (百万円)	10,788	10,517
四半期利益調整額 (百万円)	—	—
希薄化後1株当たり四半期利益の計算に使用する 四半期利益 (百万円)	10,788	10,517
期中平均普通株式数 (千株)	36,869	43,773
新株予約権による普通株式増加数 (千株)	25	28
希薄化効果調整後期中平均普通株式数 (千株)	36,895	43,802
1株当たり四半期利益 (親会社の所有者に帰属)		
基本的1株当たり四半期利益 (円)	292.61	240.25
希薄化後1株当たり四半期利益 (円)	292.41	240.10

希薄化効果を有しないため、希薄化後1株当たり四半期利益の計算に含まれなかったストック・オプション等の潜在的普通株式は、2017年9月30日現在及び2018年9月30日現在において、それぞれ55千株及び96千株であります。

(第2四半期連結会計期間)

	前第2四半期連結会計期間 (自 2017年7月1日 至 2017年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)
基本的1株当たり四半期利益の算定上の基礎		
親会社の所有者に帰属する四半期利益 (百万円)	5,167	5,259
親会社の普通株主に帰属しない四半期利益 (百万円)	—	—
基本的1株当たり四半期利益の計算に使用する 四半期利益 (百万円)	5,167	5,259
期中平均普通株式数 (千株)	36,871	43,776
希薄化後1株当たり四半期利益の算定上の基礎		
基本的1株当たり利益の計算に使用する 四半期利益 (百万円)	5,167	5,259
四半期利益調整額 (百万円)	—	—
希薄化後1株当たり四半期利益の計算に使用する 四半期利益 (百万円)	5,167	5,259
期中平均普通株式数 (千株)	36,871	43,776
新株予約権による普通株式増加数 (千株)	28	31
希薄化効果調整後期中平均普通株式数 (千株)	36,898	43,807
1株当たり四半期利益 (親会社の所有者に帰属)		
基本的1株当たり四半期利益 (円)	140.14	120.14
希薄化後1株当たり四半期利益 (円)	140.04	120.05

希薄化効果を有しないため、希薄化後1株当たり四半期利益の計算に含まれなかったストック・オプション等の潜在的普通株式は、2017年9月30日現在及び2018年9月30日現在において、それぞれ54千株及び80千株であります。

7. その他の資本の構成要素

前第2四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)

(単位：百万円)

	新株予約権	その他の包括利益 を通じて公正価値 で測定する金融資 産の変動	在外営業活動体の 換算差額	合計
期首残高	343	1,493	—	1,836
その他の包括利益	—	469	512	982
四半期包括利益合計	—	469	512	982
新株の発行	△14	—	—	△14
株式報酬取引	77	—	—	77
所有者との取引額合計	64	—	—	64
期末残高	407	1,962	512	2,881

当第2四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

(単位：百万円)

	新株予約権	その他の包括利益 を通じて公正価値 で測定する金融資 産の変動	在外営業活動体の 換算差額	合計
期首残高	407	1,945	△3,018	△666
その他の包括利益	—	369	6,133	6,502
四半期包括利益合計	—	369	6,133	6,502
新株の発行	△30	—	—	△30
株式報酬取引	29	—	—	29
所有者との取引額合計	△1	—	—	△1
期末残高	406	2,314	3,115	5,835

8. 配当金

(1) 配当の総額及び1株当たり配当額

前第2四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)

決議日	株式の種類	配当の総額 (単位：百万円)	1株当たり 配当額 (単位：円)	基準日	効力発生日
定時株主総会 (2017年6月27日)	普通株式	2,396	65.00	2017年3月31日	2017年6月28日

当第2四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

決議日	株式の種類	配当の総額 (単位：百万円)	1株当たり 配当額 (単位：円)	基準日	効力発生日
定時株主総会 (2018年6月26日)	普通株式	2,845	65.00	2018年3月31日	2018年6月27日

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間後となるもの

前第2四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)

決議日	株式の種類	配当の総額 (単位：百万円)	1株当たり 配当額 (単位：円)	基準日	効力発生日
取締役会 (2017年11月13日)	普通株式	2,397	65.00	2017年9月30日	2017年12月7日

当第2四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

決議日	株式の種類	配当の総額 (単位：百万円)	1株当たり 配当額 (単位：円)	基準日	効力発生日
取締役会 (2018年11月14日)	普通株式	2,845	65.00	2018年9月30日	2018年12月7日

9. 金融商品

(1) 会計処理の分類及び公正価値

① 公正価値の算定方法

当要約第2四半期連結財務諸表において使用する主な金融資産・負債の公正価値の算定方法は、前連結会計年度に係る連結財務諸表において使用した算定方法と同一です。

② 公正価値の階層(公正価値ヒエラルキー)

公正価値で計上される金融商品を評価方法ごとに分析した表は、以下のとおりであります。

それぞれのレベルは、以下のように定義付けられております。

レベル1：活発な市場における同一資産・負債の市場価格(調整前の価格)

レベル2：レベル1に含まれる市場価格以外の、資産・負債について直接的(すなわち価格として)又は間接的(すなわち価格に起因して)に観察可能なインプット

レベル3：観察可能な市場データに基づかない資産・負債についてのインプット(観察不能なインプット)

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化の日に認識しております。

③ 公正価値と帳簿価額の比較

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)		当第2四半期連結会計期間 (2018年9月30日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定する金融負債				
社債	19,938	20,128	19,947	20,159
借入金	64,568	63,571	63,809	62,865
ファイナンス・リース債務	825	897	691	704
合計	85,331	84,597	84,447	83,729

上記以外の金融資産及び金融負債の公正価値は帳簿価額と近似しております。

なお、社債の公正価値はレベル2、借入金及びファイナンス・リース債務の公正価値はレベル3であります。

④ (要約四半期) 連結財政状態計算書において認識された公正価値の測定

前連結会計年度(2018年3月31日)

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する資本性金融商品				
株式	5,497	—	652	6,149
合計	5,497	—	652	6,149

レベル間の振替が行われた金融商品はありません。

当第2四半期連結会計期間(2018年9月30日)

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する資本性金融商品				
株式	5,942	—	1,308	7,249
合計	5,942	—	1,308	7,249

レベル間の振替が行われた金融商品はありません。

レベル3に分類した金融商品の期首残高から期末残高への調整表は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
期首残高	617	652
購入	—	551
利得及び損失		
その他の包括利益	71	87
その他	—	17
期末残高	687	1,308

レベル3に分類されている金融資産は、主に非上場株式により構成されており、当該投資先の将来性を見通し、純資産価額や当該投資先が保有する主要な資産等の定量的な情報を総合的に考慮した適切な方法により、公正価値を測定しております。当該評価の合理性については、経理担当部門が検証しており、部門管理者の承認を受けております。なお、公正価値測定から生じる利得又は損失は、要約四半期連結包括利益計算書の「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の変動」に含めております。

2 【その他】

第71期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）中間配当については、2018年11月14日開催の取締役会において、2018年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- | | |
|----------------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 2,845百万円 |
| ② 1株当たりの金額 | 65円 |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 2018年12月7日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2018年11月14日

沢井製薬株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 梅 田 佳 成 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 大 槻 櫻 子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている沢井製薬株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2018年7月1日から2018年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結純損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び要約四半期連結財務諸表注記について四半期レビューを行った。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、沢井製薬株式会社及び連結子会社の2018年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。